

淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター外
金属スクラップ売払い業務（単価契約）（その2）
仕 様 書

第1条 適用

- 1 本仕様書は、淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター外 金属スクラップ売払い業務（単価契約）（その2）（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 買受者は、本仕様書により本業務を遂行することとする。
- 3 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、大阪府と買受者が協議し定めるものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター外に保管している金属スクラップ（以下「対象物」という。）を買受者に売払うものである。

第3条 業務期間

本業務の業務期間は契約日から令和7年3月19日（水曜日）までとする。

第4条 業務の場所（下線部の機場を基本とする）

○淀川左岸流域下水道

- ・渚水みらいセンター 枚方市渚内野四丁目地内

○寝屋川流域下水道（鴻池処理区）

- ・鴻池水みらいセンター 東大阪市北鴻池町地内
- ・なわて水みらいセンター 四條畷市砂四丁目地内
- ・菊水ポンプ場 守口市菊水通一丁目地内
- ・茨田ポンプ場 大阪市鶴見区諸口五丁目地内
- ・桑才ポンプ場 門真市東田町地内
- ・太平ポンプ場 寝屋川市讃良西町地内
- ・萱島ポンプ場 寝屋川市東神田町地内
- ・氷野ポンプ場 大東市大東町地内
- ・深野北ポンプ場 大東市深野北二丁目地内

○寝屋川流域下水道（川俣処理区）

- ・川俣水みらいセンター 東大阪市川俣二丁目地内
- ・川俣ポンプ場 東大阪市川俣三丁目地内
- ・竜華水みらいセンター 八尾市龍華町二丁目地内
- ・小阪ポンプ場 東大阪市若江西新町一丁目地内
- ・寺島ポンプ場 東大阪市西鴻池町四丁目地内
- ・小阪合ポンプ場 八尾市南小阪合町一丁目地内
- ・植付ポンプ場 東大阪市中石切町七丁目地内
- ・新家ポンプ場 八尾市新家町一丁目地内
- ・深野ポンプ場 大東市南新田一丁目地内

- ・ 長吉ポンプ場 八尾市南亀井町三丁目地内
- ・ 新池島ポンプ場 東大阪市新池島町四丁目地内

第5条 対象物の種類及び数量

1 種類

各施設の設備部品交換等により発生した金属廃材（鉄くず等）

- ・ 補修・点検等により取替えた機械部品・電気部品等
- ・ 金属製の容器類、金属製ダクト等
- ・ プラスチック、塩ビ、被覆等も含まれます。
- ・ 鉄くず・非鉄くずが混在した状態で保管しています。
- ・ 各施設での空ドラム缶（油分付着あり）を含みます。

2 数量

各施設の対象物の数量については、別途添付の「金属スクラップ売払い業務（単価契約）（その2） 機場別予定数量一覧」を参照のこと。

対象物の積載物の認定量は、トラックスケールで計量された総重量から空車重量を差し引いた量（計量証明事業登録事業者発行のもの）を認定量とする。

第6条 契約条件

- 1 売払価格（消費税込）は契約単価に確定後の数量を乗じた金額とする。
- 2 買受者は、大阪府が指定する契約書を提出すること。
- 3 売払代金は、大阪府が発行する納入通知書により、ただちに納付するものとする。

第7条 業務実施における留意事項

- 1 対象物は、各機場毎の引取りとする。
- 2 運搬車両は、原則として10t未満のトラックとするが、機場により荷重制限等があるため、現地確認の上、配車する事。なお、対象物の積み込みに必要な重機についても、買受者が用意するものとする。
- 3 本業務の実施にあたっては、周辺の施設等に損害を与えないよう十分に注意すること。なお、損害を与えた場合は、買受者の責任において復旧すること。
- 4 本業務の対象物から再生不能（廃棄物）が発生したときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準により処分を行い報告すること。